4．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第１号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
6．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を24の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

（法第26条第１項の規定による運用の方法の除外の状況）

17. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	
・ ・ ・	
個人型ａプラン	
個人型ｂプラン	
個人型ｃプラン	
・ ・ ・	

（備考）
1．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2．事業年度末時点の状況について記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

18. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円
	人	円
	人	円

（備考）
1．当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。
2．「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第２条第７項第２号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。
3．件数の多い順に記載すること。

19. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）　簡易企業型年金に該当するか（　）

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

掛金総額区分（平均月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

掛金総額区分（平均月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							